

申告相談には事前予約が必要です

次のいずれかの方法で申告相談希望日の相談時間帯（1時間単位）を予約します（各時間帯には定員があります）。

	インターネット予約	電話予約
アクセス先 電話番号	パソコンやスマートフォン、タブレットから予約可能です。 牧之原市 確定申告 相談会場 検索 予約フォーム	予約受付専用ダイヤル ☎050 (3665) 8131
受付期間	2月1日 日 午前9時～3月12日 日 午後5時 (期間中は24時間、土・日曜日、祝日も受付可能)	2月8日 日 午前8時15分～午後5時 (土・日曜日、祝日は受付休止)
事前予約 受付締切	申告相談希望日の3日前の午後11時59分 (例) 申告相談希望日が 2月16日 日 の場合、2月13日 日 午後11時59分（電話予約は午後5時）まで受付可能 3月13日 日 の場合、3月8日 日 午後11時59分（電話予約は午後5時）まで受付可能 3月15日 日 の場合、3月12日 日 午後5時（インターネット、電話どちらも午後5時）	申告相談希望日の3日前の午後5時 (3日前が土・日曜日の場合は、その直前の金曜日の午後5時)

※通信料・通話料は予約者負担です。

事前予約に関する注意事項

- ▶令和6年1月1日現在、牧之原市に住所のある人のみ予約することができます。
- ▶必ず申告相談者本人の氏名で予約してください（申告相談者の代理人が会場に来場する場合でも、申告相談者本人の氏名で予約する）。
- ▶事前予約は、申告相談者1人につき1件とします。同一人物名義による複数件の予約が判明した場合は、その人の全ての予約を無効とします。
- ▶税理士による無料相談（2月16日～22日）を希望する場合は、予約受付専用ダイヤル（電話予約）でのみ受け付けます（インターネットでは予約できません）。
- ▶予約受付専用ダイヤルでは、申告相談に関する個別のご質問（例：この収入で確定申告する必要があるか？）や税制に関するご質問にはお答えできません。島田税務署または税務課へお尋ねください。
- ▶新型コロナウイルス感染症の拡大状況などにより、急きょ、申告相談会を中止・短縮する場合があります。

事前予約の変更・キャンセル

最初の予約を行った方法と同じ方法で手続きしてください（例：最初の予約が[電話]の人は[電話]で手続き）。

最初の予約方法	変更・キャンセルの手続き	受付締切
インターネット予約	最初の予約時に送信されたメールにあるリンクから、予約をキャンセルしてください。変更の場合は、予約をキャンセル後、再度予約フォームから予約を入れ直してください。 なお、予約後の自動返信メールが来ない場合は、予約受付専用ダイヤルにご連絡ください。（一度、迷惑メールフォルダ内をご確認ください）	最初の予約または変更希望日のいずれか早い日の3日前の午後5時まで ※
電話予約	予約受付専用ダイヤル（☎050-3665-8131）へお電話ください。変更の場合は、事前に変更希望日時候補を数件ご用意ください。	

※インターネット予約・電話予約の受け付けは、3月12日 日 午後5時までです。これ以降に変更・キャンセルする場合は、税務課へご連絡ください（☎0035 受付日時：3月13日 日 以降の午前8時15分～午後5時）。

税理士による無料相談

2月16日 日 から22日 日 まで、税理士による無料相談を行います（午前9時30分～/定員あり）。相談対象者は次のとおりです。

- ① 前年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）
- ② ①の人で消費税の課税事業者の場合、本年分の基準期間の課税売上高が3,000万円以下の人
- ③ 給与所得者および年金受給者（ただし、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人を除く）

【重要】所得税確定申告書などの提出のみの場合

確定申告書などは「名古屋国税局業務センター浜松西分室」へ郵送にて提出をお願いします。

【宛先】〒430-8584 浜松市中区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター浜松西分室
※税務署の内部事務のセンター化により、業務センターが集約処理を行っています。

令和5年分

確定申告（市役所相談会場）のご案内

申告期間

2月16日 日
▶▶ 3月15日 日

問い合わせ

- ▶所得税など申告 = 島田税務署 ☎0547(0)3121
※所得税などに関する一般的な相談は電話相談センターへ。（自動音声案内「0」を選択）
- ▶市・県民税申告 = 税務課 市民税係 ☎0035

申告相談期間・会場

	相良会場	榛原会場	
期間	2月16日 日～3月1日 日	3月4日 日～3月15日 日	※土・日曜日、祝日は相談受け付けを行いません。 ※国税庁から、申告所得税および復興特別所得税の申告期限延長が発表された場合でも、市役所での申告相談や申告書の提出は3月15日までです。
会場	市史料館ホール	榛原庁舎4階会議室	
相談時間	午前9時～午後4時 (午前8時50分開場、正午～午後1時は相談休止)		

【重要】申告相談に必要な持ち物・事前準備

- ▶申告相談者本人のマイナンバーカード（持っていない場合は、通知カード+運転免許証など身分証明書の写し）▶申告相談者本人名義の口座番号が分かるもの▶収入を証明するもの（給与や年金の源泉徴収票、収支内訳書* など）▶控除証明書（保険料控除証明書など）▶前年の確定申告書の控え▶税務署から郵送されたお知らせハガキなど▶医療費控除明細書（該当者のみ）*▶準確定申告書付表（該当者のみ）*
- *申告相談までに必要事項を記入し、完成させておいてください。様式は国税庁ホームページからダウンロードできます。榛原庁舎税務課、相良庁舎市民課相良窓口で配布もしています。

【重要】会場へお越しになる際の注意事項

- ▶会場には、予約した時間帯の開始10分前から入場できます（入場時間順守にご協力ください）。
- ▶ご来場の際は、できる限りマスクの着用をお願いします。
- ▶入場の際には、予約確認のため、申告相談者本人の身分証明書（マイナンバーカードなど）をご提示いただきます（代理の人が来場する場合も申告相談者本人の身分証明書（写しでも可）が必要）。ご提示いただけない場合、当日の申告相談をお受けできませんので、忘れずにお持ちください。
- ▶申告相談に必要な持ち物や事前準備に不足があった場合（医療費控除明細書の未作成など）は、当日の申告相談をお受けできません。別日に再来場となる場合は、改めてご自身で新規予約を取る必要があります。
- ▶会場における申告相談の開始順は、内容などにより、前後する場合があります。

市役所の相談会場で申告相談できない申告

島田税務署の確定申告会場で対応します。

- ▶分離課税の申告（土地・建物や株式の譲渡など/公共事業への提供を除く）▶1年目の住宅借入金等特別控除の申告▶消費税の申告▶令和4年分以前の申告▶青色申告▶贈与税の申告▶災害により事業用資産に損害を受けた場合の申告

※上記以外でも、専門性の高い申告などについては、島田税務署の確定申告会場で申告をお願いする場合があります。

【注意点】▶入場整理券（LINEアプリによる事前発行分・当日配布分）が必要です（詳しくは国税庁ホームページをご覧ください）▶会場では、ご自身のスマートフォンで申告を行いますので、事前に「マイナポータル」アプリのインストールをお願いします▶源泉徴収票などの必要書類、スマホ、マイナンバーカード、マイナンバーカード発行時に設定したパスワード（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）の準備をお願いします▶税務署から郵送された確定申告書やハガキなどを持参してください

島田税務署の確定申告会場

【会場】地域交流センター歩歩路
【所在地】島田市本通3丁目6番の1
【開設期間】2月16日 日～3月15日 日（土日祝除く）
【開設時間】午前9時～午後5時（午後4時受付終了）
※期間中は、島田税務署での確定申告相談は行いません。
※公共交通機関を利用してご来場ください。

※「住宅借入金等特別控除説明会」は2月9日 日、13日 日～15日 日 午前9時～午後5時に「歩歩路」で行います。上記注意点を確認の上、なるべく13日 日 の牧之原市民指定日にお越しください。